

貨物概要

もっぱら輸送又は貯蔵のため、一時的な保存に適するように処理されたしょうが(破碎及び粉碎のいずれもしてないもの) で、そのままでは直接食用に適さないものである。輸入後塩抜きして、さらに追加調理し、がり、紅しょうが等として食用に供される。

分類

関税率表第 0910.11 号 - 1 (統計番号 0910.11-100)

分類理由

その性状から、一時的な保存に適する処理をしたしょうがとして、上記の通り分類されます。

なお、一時保存の溶液としては、亜硫酸ガス、塩水、亜硫酸水及びその他の保存溶液を含みますが、食酢又は酢酸により保存に適する処理をしたしょうがを含みません (20.01)。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)